

公益社団法人日本社会福祉士会災害対応ガイドライン

ガイドライン第 25 号

2014 年 5 月 17 日制定

(目的)

第 1 条 このガイドラインは、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「本会」という。）の倫理綱領に従い、災害による社会の緊急事態に対して専門職のサービスを提供する際に必要な災害対策の基本を定めることにより、社会の安全に寄与することを目的とする。

2 災害支援の支援方針は、以下の 3 点とする。

- (1) ソーシャルワークを発揮する支援であること
- (2) 被災地が主体となる支援であること
- (3) 終了を見据えた継続的な支援であること

(災害の定義)

第 2 条 本ガイドラインにおける「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他人為的要因及び科学的要因による事象であって、大規模な破壊、死傷者をもたらし、広範囲にわたって地域社会の崩壊と人々に心理的外傷を引き起こす出来事をいう。

(災害対策本部の設置)

第 3 条 前条における災害が発生した際は、本会会長・副会長で協議を行ない災害対策本部の立上げについて判断する。立ち上げを決定した場合は、次のとおりに運営する。

- (1) 災害対策本部長は本会会長とする
- (2) 本会会長がやむを得ない状況により、災害対策本部の指揮を執り行うことができない場合は本会副会長が代行として指揮を執る。なお、会長の代行となる副会長は、理事会で定められた順位とする
- (3) 本会事務局員は災害対策本部要員として、円滑に災害対策本部が立ち上がるように支援を行なう

(災害発生に備えた体制整備)

第 4 条 本会は、災害が発生した場合に速やかに初期対応ができるよう平時から体制整備を行うものとする。

- (1) 災害時の通信連絡手段に関する事項
- (2) 「災害対応マニュアル（仮称）」の作成と広報活動に関する事項
- (3) 災害対応に必要な物品の調達及びその活用方法に関する事項
- (4) 災害対応に関する知見の収集に関する事項
- (5) 自治体及び関係機関との連携強化に関する事項
- (6) その他必要な措置及び活動体制に関する事項

- 2 支援主体については、災害の規模により被災社会福祉士会が主体となる場合、ブロック社会福祉士会が主体となる場合、全国の社会福祉士会が主体となる場合が想定される。具体的には災害対策本部と被災社会福祉士会が協議のうえ決定し、次の3段階を基本的な流れとする。
 - (1) 第1段階は、被災社会福祉士会による体制の構築を基本とし、被災社会福祉士会により支援と調整を行うものとする。(想定：地震5弱相当もしくは、一つの都道府県の特定区域に災害が発生した場合)
 - (2) 第2段階は、被災地のブロック内社会福祉士会による応援体制の構築を基本とし、被災地のブロック内社会福祉士会により支援と調整を行うものとする。(想定：地震5強相当もしくは、一つの都道府県の全域に災害が発生した場合)
 - (3) 第3段階は、全国の社会福祉士会による応援体制の構築を基本とし、支援の必要度によっては、全国の社会福祉士会による支援で対応するものとする。(想定：地震6弱相当もしくは、複数の都道府県の区域に災害が発生した場合)
- 3 災害対応ブロック幹事社会福祉士会を以下のブロック毎に置くものとする。ブロック幹事社会福祉士会については、「災害対応マニュアル(仮称)」で定め、年に数回連絡会議を開催する。
 - (1) 北海道ブロック
 - (2) 東北ブロック
 - (3) 関東甲信越ブロック
 - (4) 東海北陸ブロック
 - (5) 近畿ブロック
 - (6) 中国ブロック
 - (7) 四国ブロック
 - (8) 九州沖縄ブロック

(災害対応の範囲)

- 第5条** 本ガイドラインが対象とする災害対応の範囲は、災害発生時の初期対応、応急支援活動、復旧・復興支援活動を基本とし、時間経過と共に変化していく災害の局面に応じた本会の対応の骨子を定めることとする。
- 2 本会は被災社会福祉士会及びブロック幹事社会福祉士会との情報共有を行ない、応援体制の構築及び支援を行なう。
 - 3 災害時の初期対応は、被災直後の混乱・安全の欠乏に対する安否確認や安全確保を図り、二次災害を防止することを目的に下記を主な活動とし、支援する。
 - (1) 災害状況等の情報収集と災害支援策の立案
 - (2) 被災地自治体等へ支援協力の申入
 - 4 災害時の応急支援活動は、災害のダメージを受けた状態から常態に戻すために、必要なサービスの充実を図ることを目的に下記を主な活動とし、支援する。
 - (1) 被災自治体等、行政との事前協議及び連携
 - (2) 避難所等での生活ニーズの把握と支援活動の開始
 - (3) 支援活動状況の把握と活動内容の分析
 - (4) 災害対応に関する広報
 - 5 災害時の復旧・復興支援活動は、災害により崩壊又は脆弱化した被災者の生活基盤、被災地

域の社会基盤を可能な限り災害前の状態に回復させることを目的に下記を主な活動とし、支援する。

- (1) 被災自治体等、行政との連携
- (2) 被災者及び被災地域のニーズ把握
- (3) 被災地自治体等への復興支援策の提言

(終結・評価)

第6条 本会災害対策本部等の災害対応における分析を行うとともに、災害支援の実践活動を総合的に振り返り、将来に発生が予想される災害対応に結び付けるための対策を講ずる。

(改廃)

第7条 このガイドラインを改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. このガイドラインは、2014年5月17日、制定、施行する。